

平成13年10月より保険料の徴収が本格的に始まりました。平成12年4月からスタートした介護保険制度は財源の半分を保険料として40歳以上の国民が負担することになっています。しかし65歳以上の高齢者(第一号被保険者)については、平成12年4月から9月までは徴収せず、平成12年10月から平成13年9月までの一年間は本来の負担額の半分を徴収していました。そしていよいよ平成13年10月から第一号被保険者も全額を負担することになります。つまり平成13年9月までに納めていた保険料の倍額になるということです(これが本来額徴収といわれています)。40歳以上65歳未満の第二号被保険者は医療保険に上乗せして、収入に応じた負担ですが、65歳以上の第一号被保険者は課税階層により5段階に区分された定額負担になっています。そして年金のある人はきまった額が年金から天引きされ(特別徴収)、年金のない人は納付書により納めること(普通徴収)になります。保険料は自治体(保険者)ごとにサービスの基盤体制などにより決定しますので、住んでいる区市町村によって異なります。

65歳以上(第一号被保険者)の保険料の定額負担については、低所得者の負担増の問題や年金からの天引きという徴収方法の問題などについて様々な意見がありますが、ここでは負担の割合について考えました。保険料が課税階層により区分されているため、現実の収入額に対して比較してみるのが難しいので、**推定収入を仮定して**その負担率を比較してみると、下記の表のようになります。「保険制度である以上、すべての人が保険料を負担することが原則です。低所得者に対しては、5段階に区分して配慮しています」といわれていますが、こうしてみると、低所得者の方ほど負担率が高くなるのがわかります。段階別とはいえ、定額負担は低所得になるほど負担率が大きくなり、高所得者ほど小さくなるのです。例えば収入の2%(※1)または0.9%(※2)と仮定して定率負担で算出してみると定額負担と大きく差がひらきます。皆さまはいかがお考えでしょうか？



第一号被保険者保険料の定額負担(現行)と定率負担を仮定した場合の比較(推計)

現行制度(基準額により定められている定額負担) → 第1段階、第2段階の負担率が高い				定率負担を仮定した場合			
課税段階区分	対象者	負担割合	保険料負担額 (基準額を3,000円と仮定) [A]	仮定の月収()内年収 [B]	負担率(%) [A/B]	負担率2%(※1) [B×2%]	負担率0.9%(※2) [B×0.9%]
第1段階	・生活保護受給者 ・高齢福祉年金受給者であって世帯全員が住民税非課税の場合など	基準額×0.5	3,000 × 0.5 = 1,500	15,000 (180,000)	10.00	300	135
				30,000 (360,000)	5.00	600	270
				45,000 (540,000)	3.33	900	405
第2段階	・世帯全員が住民税非課税の場合など	基準額×0.75	3,000 × 0.75 = 2,250	80,000 (960,000)	2.81	1,600	720
第3段階	・世帯の誰かに住民税が課税されているが、本人は住民税非課税の場合など	基準額×1.0	3,000 × 1.0 = 3,000	120,000 (1,440,000)	2.50	2,400	1,080
				150,000 (1,800,000)	2.00	3,000	1,350
第4段階	・本人住民税課税で前年の合計所得金額が250万円未満の場合など	基準額×1.25	3,000 × 1.25 = 3,750	200,000 (2,400,000)	1.88	4,000	1,800
第5段階	・本人住民税課税で前年の合計所得金額が250万円以上の場合	基準額×1.5	3,000 × 1.5 = 4,500	300,000 (3,600,000)	1.50	6,000	2,700
				500,000 (6,000,000)	0.90	10,000	4,500
				1,000,000 (12,000,000)	0.45	20,000	9,000

※1：現行制度において基準額となっている第3段階の負担率2.0%を基準と仮定して試算した負担額
 ※2：第二号被保険者保険料の月収に対する保険料の負担率(0.9%)を基準と仮定して試算した負担額



参考：第二号被保険者保険料

月収 ()内年収	保険料 負担率：0.9%(※3) (円)
150,000 (1,800,000)	1,350
200,000 (2,400,000)	1,800
300,000 (3,600,000)	2,700
400,000 (4,800,000)	3,600
500,000 (6,000,000)	4,500
600,000 (7,200,000)	5,400
700,000 (8,400,000)	6,300
800,000 (9,600,000)	7,200
900,000 (10,800,000)	8,100
1,000,000 (12,000,000)	9,000

※3：日本経済新聞1999年8月7日付「介護保険、予想外の負担増」参照
 第二号被保険者保険料は、事業主と本人が1/2ずつ負担すると定められている

10月は保険料の徴収が始まって一年が経ちます。そして未納者滞納者に対するペナルティも開始されます。第一号被保険者の保険料滞納者に対するペナルティとしては滞納期間に応じて下記のような措置がとられます。

- 1年間保険料を滞納した場合
 保険給付の支払方法を償還払いに変更する(介護保険法第66条)
 …通常は介護サービスを利用した場合の利用料は1割負担ですが、この場合は一旦全額(10割)負担し、その後手続きをすることで保険給付(9割)を受けることになります。
- 1年半保険料を滞納した場合
 保険給付の支払を一時差し止め、なお納付しない場合には給付額から滞納している保険料額を控除する。(介護保険法第67条)
 …(1)と同様に、介護サービスを利用した場合の利用料を一旦全額自己負担し、その後手続きをして保険給付を受ける際の給付額の全てもしくは一部が差し止めとなります。また、さらに滞納が続く場合には差し止め額から滞納分の保険料に充てられることになります。
- 2年間保険料を滞納した場合
 保険料徴収権消滅期間がある場合には、その期間に応じて定める期間について保険給付額を7割に引き下げる(介護保険法第69条)
 …保険者による保険料の徴収権は時効となるが、保険給付分は10年間遡って、通算の未納期間は利用料3割負担となる上に、高額介護サービス費は給付されません。

—介護を保険でみるということとはなかなか難しいことです。—

